

所得税等の確定申告は正しくお早めに

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限、納期限は **3月15日(火)まで**
消費税及び地方消費税の申告期限、納期限は **3月31日(木)まで**

○『確定申告書記載会場』および『申告書の提出先』

内 容	期 間	会 場	郵送の場合の送付先
所得税及び復興特別所得税の 確定申告	2/16(火)～3/15(火)	臼杵税務署 1階大会議室 ※土曜、日曜および祝日等を除く。 ※受付相談時間：9時～16時	〒875-8686 私書箱第10号 臼杵税務署 行
贈与税の申告	2/ 1(月)～3/15(火)		
消費税及び地方消費税の 確定申告	2/16(火)～3/31(木)		

※税務署の閉庁日(土曜、日曜、祝日等)は、申告書等の受付を行っていませんが、電子申告、郵送または税務署玄関前の時間外収受箱に投函することにより申告書等を提出できます。

《復興特別所得税の記載漏れにご注意ください》

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告されるすべての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

《申告に必要なもの》

- ①源泉徴収票(給与所得や公的年金等の雑所得及び退職所得等の収入のあった方)
 - ②証明書、領収書(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除や寄附金控除等を受ける場合に必要となります。)
 - ③総収入金額および必要経費の内訳を記載した青色申告決算書や収支内訳書(事業所得、農業所得、不動産所得のある方)
 - ④印鑑、本人名義の金融機関名および口座番号の分かる書類
- (注)・税務署から申告書等の用紙が送付されている方は、その用紙をお持ちください。
・昨年の確定申告で、自宅や税務署の会場などのパソコンから「国税電子申告・納税システム」を利用して申告された方は、利用者識別番号および暗証番号が分かる書類等をお持ちください。

○確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ！

3月15日(火)までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談等に電話でお答えします。

最寄りの税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話してください。申告会場や受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容等により、電話を転送し、職員等がお答えします。

○申告書の本人控の作成・保存をお願いします

翌年以降の申告書作成の参考になりますので、申告書の本人控も作成し、確実に保存してください。
なお、申告書の「本人控」への税務署受付印は、「提出用」と一緒に提出した場合のみ押印できます。
また、郵送により提出される方で受付印の必要な方は、提出用申告書のほかに本人控と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

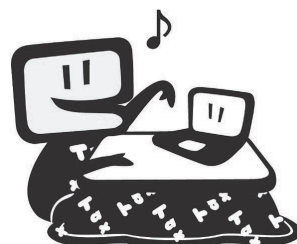
○納税は確実・便利な口座振替をご利用ください

簡単な手続きで、預貯金口座から自動的に納税することができます。
まだ利用されていない方は、ぜひ、今年の確定申告からご利用ください。

振替納税による口座引き落とし日は、次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 …… 平成28年4月20日(水)

消費税及び地方消費税 …… 平成28年4月25日(月)



●問い合わせ先／臼杵税務署 ☎63-8522 (自動音声案内に従い「2」番を選択してください)